

以下のとおりです。

現 行 定 款	改 正 案	改正理由
<p>第1章 目的および事業</p> <p>第3条 本会は、一橋大学の掲げる方針・計画に沿い、キャンパスの緑化推進、環境整備・保全に必要な援助を長期継続的に行うことを目的とする。</p> <p>第4条 本会は、前条の目的を達成するための事業を行う。</p> <p>一 一橋大学の計画に基づく卒業生・教職員・学生三者が一体となって行う緑化推進、環境整備保全のための作業活動。</p> <p>二 一橋大学の計画に基づくキャンパス内植樹への支援。</p> <p>三 学生が企画し実行する環境改善諸活動への支援。</p> <p>四 その他目的を達成するために必要なこと</p> <p>2 前項は会員以外の卒業生・教職員・学生が事業活動に参加することを妨げるものではない。</p> <p>第3章 会員</p> <p>第5条 本会の会員は次の4種とする。</p> <p>一 個人会員 卒業生・その家族・一橋大学の教職員で、</p>	<p>第1章目的および事業</p> <p>第3条 本会の<u>目的は、一橋大学の策定するキャンパスの緑化推進、環境整備、保全に関する方針・計画の遂行に必要な支援を長期かつ継続的に行うこととする。またこれらの活動をとおして環境保全の精神を養い、環境問題解決への取り組みを推進して行く。</u></p> <p>第4条 本会は、前条の目的を達成するために<u>次の事業を行う。</u></p> <p>一 一橋大学の計画に基づく卒業生・教職員・学生三者が一体となって行う緑化推進、環境整備保全のための作業活動。</p> <p>二 一橋大学の計画に基づくキャンパス内植樹への支援。</p> <p>三 学生が企画し実行する環境改善諸活動への支援。</p> <p>四 <u>地球温暖化等環境悪化およびその対策等に関する学習を行いつつ、環境改善に本会として取り組み可能な計画の策定と実施。</u></p> <p><u>五</u> その他目的達成に必要な諸活動。</p> <p>2 前項は会員以外の卒業生・教職員・学生が事業活動に参加することを妨げるものではない。</p> <p>第3章 会員</p> <p>第5条 本会の会員は次の4種とする。</p> <p>一 個人会員 卒業生・その家族・一橋大学の教職員で、</p>	<p>①</p> <p>③</p> <p>①</p> <p>③</p>

本会の目的に賛同して入会した者。

二 団体会員 卒業生で組織しているクラス会、同期生会、ゼミおよび部活動の会、職場の如水会、地方支部等の団体で、本会の目的に賛同して入会した者。

三 特別会員 卒業生以外で、本会の目的に賛同して入会した者。

四 学生会員 一橋大学学部、大学院研究科に在籍している者で、本会の目的に賛同して入会した者。

2 学生会員は、卒業後、個人会員へ移行することができるものとする。

第7条 第3条の目的達成のための援助金および会の運営費用に充当するため、会員は会費を毎年継続的に納める。会費の基準は下記による。入会後の口数変更は事務局に変更届を提出するものとする。

区分	金額	支払
個人会員 一口	3,000円	一口以上 毎年一回
団体会員 一口	10,000円	一口以上 毎年一回
特別会員 一口	10,000円	一口以上 毎年一回
	又は免除	
学生会員		免除

本会の目的に賛同して入会した者。

二 団体会員 卒業生で組織しているクラス会、同期生会、ゼミおよび部活動の会、職場の如水会、地方支部等の団体で、本会の目的に賛同して入会した者。

三 特別会員 卒業生以外で、本会の目的に賛同して入会した者。

四 学生会員 一橋大学学部、大学院研究科に在籍している者で、本会の目的に賛同して入会した者。

2 学生会員は、卒業後、個人会員へ移行することができる。

3 会員は第7条2に定める一時金の払込をすることにより終身会員の資格を取得できるものとする。

第7条 第3条の目的達成のための援助金および本会の運営費用に充当するため、会員は会費を毎年継続的に納める。会費の基準は下記による。入会後口数を変更する場合は事務局に変更届を提出するものとする。

区分	金額	支払
個人会員 一口	3,000円	一口以上 毎年一回
団体会員 一口	10,000円	一口以上 毎年一回
特別会員 一口	10,000円	一口以上 毎年一回
	又は免除	
学生会員		免除

2 会員が次に定める一時金を払い込むときは、終身会員として、以後会費の払い込みを要しない。

個人会員 60歳以上 30,000円以上

<p>第4章 役員</p> <p>第11条 理事および監事の任期は1年とする。但し、再任を妨げない。</p> <p>2 役員に欠員、または増員を生じた場合、補充または増員による役員の任期は、前任者または他の在任者の残存期間とする。</p> <p>3 役員は、その任期満了の後でも、後任者が就任するまでは、尚その職務を行う。</p> <p>第5章 会議</p> <p>第19条 幹事会は会長の指名する理事によって構成されるものとし、会の日常業務の運営を担う。</p> <p>第20条 会議の議事は、この定款に別に定める場合を除き、出席会員または出席者の過半数をもって決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。</p> <p>第21条 やむを得ない理由のため、会議に出席できない場合は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表明することができる。この場合、前条の規定については、出席したものとみなす。</p>	<p><u>個人会員 40歳以上 50,000円以上</u> <u>個人会員 40歳未満 70,000円以上</u> <u>団体会員 100,000円以上</u></p> <p>第4章 役員</p> <p>第11条 理事および監事の任期は1年とする。但し、再任を妨げない。</p> <p>2 役員に欠員を生じた場合、<u>補欠の役員</u>の任期は、前任者の<u>残任期間</u>とする。</p> <p>3 役員は、その任期満了の後でも、後任者が就任するまでは、尚その職務を行う。</p> <p>第5章 会議</p> <p>第19条 幹事会は会長の指名する<u>会員</u>によって構成されるものとし、<u>本会</u>の日常業務の運営を担う。</p> <p>第20条 会議の議事は、この定款に別に定める場合を除き、<u>出席者の過半数</u>をもって決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。</p> <p>第21条 <u>会員は、書面または代理人によって議決権を行使することができる。</u></p> <p><u>2 前項の代理人は会員でなければならない。</u></p>	<p>③</p> <p>③</p> <p>③</p> <p>③</p> <p>③</p> <p>③</p> <p>③</p>
---	---	--